

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 令和7年度保育関係補正予算（案）が示される（こども家庭庁） 1
- ◆ 【開催案内】こども性暴力防止法に関する全国説明会（こども家庭庁） 4

◆令和7年度保育関係補正予算（案）が示される

11月28日、令和7年度補正予算（案）が閣議決定され、同日、こども家庭庁より令和7年度保育関係補正予算（案）が示されました。

令和7年度 こども家庭庁 補正予算案のポイント 総額:6,479億円

1. 企業等の活力を活かした子育て・こども・若者支援	子育てしやすい環境の整備	(32億円)	4. 地域の多様な主体が連携したこども・若者支援システムの構築	支援ニーズを見逃さないコンタクトポイント・相談体制の構築	(1,097億円)
○ 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能の構築(10億円) [1-1]			○ 妊娠・出産・乳幼児期の悩みやリスク等の早期発見・相談等(59億円) [4-1]		
○ 安全で質の高いベビーシッターの利用促進(4億円) [1-2]			・ 1か月児・5歳児健診の支援、新生児マスククリーニング検査実証事業 等		
○ 入院中の子どもの家族の付添い等の環境改善(2億円) [1-3]			○ 支援ニーズをまるごと受け止める包括的なシステムの構築(10億円) [4-2]		
[○ こども誰でも通園制度の本格実施に向けた対応] 等			・ 地域ネットワーク構築によるこども支援、こども家庭センターの設置・機能強化の促進 等		
「こどもまんなか社会」への民間の取組支援と環境整備等	(5億円)		○ 虐待防止対策の強化(こども・若者支援人材バンクの創設等) (3億円)		
○ 民間企業の取組支援と環境整備(5億円) [1-4]			○ ヤングケアラーへの食支援を通じた実態把握(0.2億円) [4-4]		
(「こどもとともに成長する企業」構想の推進等)			○ ひとり親家庭のためのワンストップ相談体制の強化(1億円)		
[○ EBPM・効果検証の確実な実行による成果の確保] 等			○ こどもの自殺対策の強化(1億円) [4-6]		
2. ライフデザインの多様化を捉えた若者政策	(95億円)		・ 法定協議会の効果的な運営に向けたモデル事業		
本格的な若者政策の始動	(95億円) [2]		・ ICTやAIの活用も見据えた新たな自殺対策の検討		
○ 若者10万人の総合調査(1億円) [2-1]			支援のニーズを抱えるこども・若者への支援	(1,022億円)	
○ 地域における若者支援強化のためのコーディネート事業			○ ひとり親の収入増に向けた就業支援の強化(3億円)		
[一 般 新規]	(3億円) [2-2]		○ 児童虐待防止対策のためのシステム構築(18億円)		
○ プレコンセプションケアの取組の強化等(13億円) 等			○ 共働き家庭里親等への支援、児童養護施設等の職員の待遇改善等 [4-9]		
3. 多様で質の高い育ちの環境の提供等	(1,068億円)		○ 発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援(3億円)		
多様で質の高い育ちの環境の提供	(959億円)		○ 地域のインクルージョン、こどもホスピスへの支援(5億円) [4-11] 等		
○ 保育士等の待遇改善(844億円) [3-1]			5. 物価高対応のための強力な支援	(3,724億円)	
○ 保育人材の確保(113億円) 等			○ 物価高に対応した子育て世帯への強力な支援(物価高対応子育て応援手当) [5-1]		
こどもの安心・安全	(109億円)		○ 物価高に対応したこどもの貧困・ひとり親家庭等への緊急的な支援(17億円)		
○ こども性暴力防止法関連システム開発等の施行準備(38億円)			・ 重点支援地方交付金を活用したひとり親家庭等への給付金等の支援の促進 [5-2]		
○ こどものためのショートステイ・トワイライトステイの受け皿拡充(1億円) [3-4]			・ 地域における緊急的な支援と連携した物価高対応集中相談事業		
○ こどもの居場所づくり支援(5億円) 等			○ 保育所や児童養護施設等における物価高対応のための支援(30億円) [5-3]		
6. 人口動態・社会経済の変化を踏まえた持続的なこども政策の展開	(464億円)				
○ 施設整備交付金による保育施設等の改築等の支援					
(390億円) [6-1]			○ 人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業		
			(3億円) [6-2]		
			(72億円) [6-3]		

補正予算（案）の中では、令和6年度に引き続き公定価格の人物費を5.3%引き上げを行っています（令和7年4月まで遡って引き上げ）。

また、今年度、保育三団体協議会において緊急要望してきた、「保育所等における物価高騰対応のための支援」（30億円）が示されました。令和7年度限りのものとして、「運営継続支援臨時加算（仮称）」が創設され、保育所・認定こども園に10万円（1施設・事業所あたり年額）が支援されるものです。

「人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」として、令和8年度予算概算要求のなかで要求されていた「こども・子育て支援の地域分析のためのモデル事業」が補正予算において前倒し実施されます。これは、自治体において、将来的な保育ニーズや保育資源、近隣地域や同規模の他地域との比較などと踏まえた地域分析を行うための費用が一部補助されるものです。

詳細は別添資料およびこども家庭庁ホームページよりご確認ください。

ホーム>政策>予算・決算・税制

<https://www.cfa.go.jp/policies/budget>



こどもみんな
こども家庭庁

保育士等の処遇改善

成育局 保育政策課

<子どものための教育・保育給付交付金> 令和7年度補正予算案 844億円
※費用の一部について、事業主拠出金を充当（389億円）

事業の目的

- 保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

事業の概要

- 公定価格の算定に当たっては、人物費・事業費・管理費について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人物費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定内容を反映し、国家公務員給与の改定に準じて、令和7年4月まで遡って公定価格の引上げを行う。

（参考）令和7年人事院勧告の内容

- ① 債給月額を、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も引き上げる
- ② ボーナスを0.05月分引き上げる（4.6月→4.65月）

実施主体等

【対象】 私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員
【実施主体】 市町村
【補助率】 国1／2、都道府県1／4、市町村1／4
※事業主拠出金充当後の負担割合

<子どものための教育・保育給付交付金> 令和7年度補正予算案 16億円

事業の目的

- 保育所等においては、こどもたちが集団で生活する場として、普段からこどもを取り巻く多様な危険を的確に捉え、その発達の段階や地域特性に応じた取組を継続的に着実に実施する必要がある。
- 一方で、昨今の物価高騰などを受け、食材料費をはじめ、様々な物の価格の変動が急激であり、質の確保された食事の基となる食材料の確保や安定的な教育・保育の継続が困難な状況にある。
- このため、物価上昇といった厳しい環境の中でも、質の確保された食事の安定的な提供をはじめ、安定的な教育・保育を継続して提供できるよう「運営継続支援臨時加算（仮称）」を創設する（令和7年度限り）。

告示単価（案）

- 保育所、認定こども園、
幼稚園（新制度に移行している園に限る。）：100千円（1施設・事業所あたり年額）
- 小規模保育事業所、事業所内保育事業所：50千円（〃）
- 家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所：25千円（〃）

実施主体等

【対象】保育所、認定こども園、幼稚園、

家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

【実施主体】市町村

【補助率】国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

◆ 【開催案内】こども性暴力防止法に関する全国説明会（こども家庭庁）

令和8年12月25日に予定されている「こども性暴力防止法」の施行に向け、令和8年1月から2月にかけて、本法の対象となる事業者向けの説明会がこども家庭庁より実施されます。

説明会は、全国8か所（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡）にて開催され、法律の概要や事業者が施行前の今から準備すること、施行後に対応することなどについて説明されます（質疑応答の予定もあります）。

開催日程

開催地	日程	会場	定員
愛知県（名古屋市）	令和8年1月15日（木）14時00分から16時00分	ウインクあいち	150名
福岡県（福岡市）	令和8年1月23日（金）14時00分から16時00分	TKPガーデンシティPREMIUM博多駅前	150名
北海道（札幌市）	令和8年1月30日（金）14時00分から16時00分	TKP札幌駅カンファレンスセンター	150名
香川県（高松市）	令和8年2月5日（木）14時00分から16時00分	サンポートホール高松	100名
宮城県（仙台市）	令和8年2月9日（月）14時00分から16時00分	仙台商工会議所	100名
東京都（港区）	令和8年2月13日（金）14時00分から16時00分	TKPガーデンシティPREMIUM品川HEART※オンライン同時配信あり	300名
広島県（広島市）	令和8年2月19日（木）14時00分から16時00分	広島市南区民文化センター	100名
大阪府（大阪市）	令和8年2月20日（金）14時00分から16時00分	TKPガーデンシティ大阪梅田	200名

対象

こども性暴力防止法の対象となる事業者及び従事者の皆様

こどもまんなか
こども家庭庁

制度対象

全ての事業者が 法律で定める 性暴力防止の取組の 義務がある	国の「認定」を受けた事業者が 法律で定める 性暴力防止の取組を行う (義務ではない)
<ul style="list-style-type: none">○ 学校（幼稚園、小中学校、高校等）○ 専修学校（高等課程）○ 認定こども園○ 児童相談所○ 児童福祉施設 (認可保育所、児童養護施設、 障害児入所施設 等)○ 指定障害児通所支援事業○ 乳児等通園支援事業	<ul style="list-style-type: none">○ 専修学校（一般課程）・各種学校○ 民間教育事業 (学習塾、スポーツクラブ等)○ 放課後児童クラブ○ 一時預かり事業○ 病児保育事業○ 認可外保育事業○ 指定障害福祉サービス事業
など	など

※対象となるには条件があります

参加申し込み等の詳細は、こども家庭庁ホームページからご確認ください。

ホーム>政策>子どもの安全>子どもの性被害を撲滅するための政府の取組>子どもの性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）>「こども性暴力防止法」に関する事業者向け全国説明会

【ホームページ】<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/information-session>

【参加申込フォーム】<https://rm-navi.com/form/885142ebf8760771?check>

